

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
【公 告】		国際課	
○ 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の募集		産業振興課	
○ 岡山県テクノサポート岡山の指定管理者の募集		農産課	
○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の募集		林政課	
○ 岡山県立森林公園の指定管理者の募集		港湾課	
○ 岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理者の募集		都市計画課	
○ 総合グラウンドの指定管理者の募集		〃	
○ 倉敷スポーツ公園の指定管理者の募集		住宅課	
○ 岡山県営住宅の指定管理者の募集			
			目次
			担当課（室）

〔三四二〕岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県岡山国際交流センター（以下「センター」という。）

2 所在地

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

3 施設概要

(1) 敷地面積 一、五一八平方メートル

(2) 延床面積 六、七五七平方メートル（パスポートセンターを含む。）

(3) 施設内容 情報相談コーナー、図書資料室、経済交流センター、交流プラザ、レセプションホール、国際会議場、研修室、交流サロン、会議室一、会議室二及び会議室三、和室、多目的ルームA及び多目的ルームB、多目的ホール、イベントホール等

(4) 業務概要

ア 国際交流に関する活動の推進

イ センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供

ウ 国際交流に関する情報の収集及び提供

エ その他センターの目的の達成に必要な業務

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、条例、岡山県岡山国際交流センター条例施行規則（平成七年岡山県規則第三十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県岡山国際交流センター指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 施設等の利用等の許可に関すること。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 一 3 (4) の業務の実施に関すること。

4 その他センターの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、センターの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他のセンターの管理運営に係る収入のほかに、センターの管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者

を含む。)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 複数の法人等が共同で応募する場合は、募集要項に定める条件を満たすこと。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県県民生活部国際課国際交流貢献班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 ○八六―二二六―七二八四（直通）

ファックス ○八六―二二六―三六一一五

電子メールアドレス kokusai@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県県民生活部国際課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/19/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年八月二十七日（金）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ センターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県県民生活部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以

下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容がセンターの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他センターの業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(令和三年十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)に基づく開示の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

〔三四三〕岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県テクノサポート岡山（以下「テクノサポート岡山」という。）

2 所在地

岡山市北区芳賀五三〇一

3 施設概要（岡山県工業技術センターとの一体の建物として）

(1) 敷地面積 約五五、〇〇〇平方メートル

(2) 延床面積 約二〇、〇〇〇平方メートル（うちテクノサポート岡山約八、〇〇〇平方メートル）

(3) 施設内容 本館 約五、三〇〇平方メートル

交流棟 約一、五〇〇平方メートル

研修棟 約一、二〇〇平方メートル

駐車場

(4) 指定管理者による管理区域 研修棟、交流棟の一部及び本館の一部（大会議室、

中会議室、小会議室、円卓会議室、研修室、交流サ

ロン、講師控室、応接室及び講師控室）

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うテクノサポート岡山の管理の基準は、条例、岡山県テクノサポート岡山条例施行規則（平成七年岡山県規則第十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県テクノサポート岡山指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 一 3 (4)に係る施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用等の許可に関する
こと。

2 施設等の維持管理に関すること。

3 その他施設等の利用に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金は、指定管理者自らの収入として収受し、テクノサポート岡山の管理運営に要する費用に充てるものとし、県は、指定管理者に対し、指定管理料を支払わない。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県産業労働部産業振興課成長支援班

〒七〇三―八二七八 岡山市中区古京町一丁目七番三六号

電話 ○八六―二二六―七三七九（直通）

ファックス ○八六―二二四―二一六五

電子メールアドレス sangyo@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年九月一日（水）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 施設等の管理に係る事業計画書及び収支予算書
ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1(2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容がテクノサポート岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(2) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(3) 利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和三年十一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

〔三四四〕岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立青少年農林文化センター三徳園（以下「三徳園」という。）

2 所在地

岡山市東区竹原五〇五

3 施設概要

(1) 敷地面積 一八一、〇〇〇平方メートル

(2) 建築面積 一、一七四平方メートル

(3) 延床面積 一、三八九平方メートル

(4) 施設内容 研修交流館、矢野講堂、矢野館、各種展示園、研修農場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う三徳園の管理の基準は、条例、岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例施行規則（平成十八年岡山県規則第五十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び別に示す岡山県立青少年農林文化センター三徳園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 三徳園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

2 三徳園の施設等の維持管理に関すること。

3 その他三徳園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

三徳園の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受し、三徳園の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の三徳園の管理運営に係る収入のほかに、三徳園の管理運

営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午

まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日という。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県農林水産部農産課担い手育成班

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四二〇（直通）

ファックス 〇八六―二二四―一二七八

電子メールアドレス nosan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県農林水産部農産課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/730335.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年八月三十日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 三徳園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県農林水産部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）の内容について、審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が三徳園の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が三徳園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」とい

う。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(令和三年十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先
六2(2)の場所

〔三四五〕岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号。以下「条例」という。）第九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県立森林公園（以下「森林公園」という。）

2 所在地

苫田郡鏡野町羽出及び上齋原地内

3 施設概要

(1) 敷地面積 三、三四〇、〇〇〇平方メートル

(2) 施設内容 管理センター、休憩所、園路その他募集要項において示す施設

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う森林公園の管理の基準は、条例、岡山県立森林公園条例施行規則（昭和五十年岡山県規則第四十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県立森林公園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 森林公園の施設及び設備の維持管理に関すること。

2 その他森林公園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 管理運営費

森林公園の管理運営に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その

他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(3) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日を含む。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県農林水産部林政課森林経営班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六一二二六一七四五四（直通）

ファックス ○八六一二二一六四九八

電子メールアドレス rinsei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接に、又は郵送により配布を受けること。なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百五十円分の切手を貼った返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、封筒の表に「募集要項請求」と朱書きして、郵便で(1)の期間内に(2)の場所へ請求すること。また、岡山県農林水産部林政課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/727934.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年九月一日（水）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 森林公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

才 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1 (2)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日(月)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県農林水産部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が森林公園の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が森林公園の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(令和三年十一月を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2(2)の場所

〔三四六〕岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号。以下「条例」という。）第十条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県牛窓ヨットハーバー（以下「ヨットハーバー」という。）

2 所在地

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

3 施設概要

(1) 面積 六九、〇〇〇平方メートル（水域 三九、〇〇〇平方メートル、陸域 三〇、〇〇〇平方メートル）

(2) 保管可能隻数 デインギーヨット二百九十三隻、クルーザーヨット百七十一隻（海上百八隻、陸上六十三隻）

(3) 施設内容

ア クラブハウス 管理事務室、会議室（三）、軽食喫茶室、ロビー、シャワー室等

イ 研修施設 研修室、食堂、和室等（収容人員五十五名（宿泊））

ウ 艇庫 六十四艇収容

エ 保管施設 デインギーヤード（陸置き）、クルーザーヤード（陸置き）、浮桟橋

オ 斜路 デインギー用、クルーザー用

カ 昇降施設 上架能力十五トン一基、船台四基

キ 修理施設 ヨットの軽易な補修をするためのヤード

ク 保管庫 二棟

ケ 駐車場 七十六台収容

コ 障害者用トイレ 一棟

サ 外郭施設 防波堤二基

シ 水域施設 航路、泊地

ス これらの施設に附帯する施設 フェンス、植栽、緑地等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うヨットハーバーの管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）並びに同法に基づく政令及び省令、条例、岡山県牛窓ヨットハーバー条例施行規則（昭和六十二年岡山県規則第四十四号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）並びに別に示す岡山県牛窓ヨットハーバー指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 ヨットハーバーの施設の利用の許可に関すること。
- 2 ヨットのための施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

3 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。

4 その他ヨットハーバーの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費等

1 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、ヨットハーバーの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件当たり一〇万円まで、かつ、年総額四〇万円までの施設等の修繕及びボイラー、フォークリフト等の備品の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 指定管理者は、募集要項に定める基準納入額（以下「基準納入額」という。）を、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに県へ納入するものとする。

4 指定管理者は、指定の申請時に提出する収支予算書に記載された収入と支出の差額（以下「予定剰余金」という。）のうち、基準納入額の額を上回る額の二分の一に相当する額（以下「予定剰余金追加納入額」という。）を、会計年度ごとに県へ納入するものとする。

5 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出額を差し引いた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金の額（予定剰余金

の額が基準納入額の額を下回る場合は、基準納入額に相当する額を上回る場合は、当該上回る額の二分の一に相当する額を県へ納入するものとする。なお、決算剰余金の額が予定剰余金の額を下回った場合においても、基準納入額の額及び予定剰余金追加納入額の額は、原則として変更しないものとする。

6 県へ納入する額、納入方法及び納入時期については、県と指定管理者で締結する協定で定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) クルーザーヨットの保管、昇降等の施設の管理業務を行った実績を有する法人等又は当該業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等であること。

(3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

(4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

同じ。又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部港湾課港政班

〒七〇〇ー八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六ー二二六ー七四八四（直通）

ファックス 〇八六ー二二七ー五五五一

電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年八月二十六日（木）午前十時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ ヨットハーバーの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要が分かる書類

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (4)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容がヨットハーバーの利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容がヨットハーバーの機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和三年十月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所

〔三四七〕岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号。以下「条例」という。）第二十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

総合グラウンド

2 所在地

岡山市北区いずみ町二一

3 施設概要

- (1) 敷地面積 三四・六ヘクタール
- (2) 主な施設

ア 陸上競技場（シテイライスタジアム） 第一種公認

グラウンド 二一、〇五七平方メートル

トラック 四〇〇メートル 九レーン

フィールド 一〇六メートル×七二メートル 天然芝

トレーニングルーム 一七メートル×七メートル

観客 約二〇、〇〇〇人収容

大型映像装置 一基

照明設備 一、五〇〇ルクス

イ 補助陸上競技場 第三種公認

トラック 四〇〇メートル 八レーン

フィールド 一〇六メートル×七二メートル 天然芝

観客 約一、二〇〇人収容

ウ 野球場

観客 一三、一九九人収容

照明設備 七五〇ルクス

エ 体育館（ジップアリーナ岡山）

床延面積 一三、九五三・五七平方メートル（メインアリーナ三、六八〇平

方メートル、サブアリーナ七三六・五六平方メートル）

観覧席 二階固定席二、五二八席、一階可動席二、五五六席
オ テニスコート

十四面 全天候型（砂入り人工芝）
テニスハウス 一棟

カ 水泳場

二十五メートルプール、幼児プール

更衣棟 一棟、管理棟 一棟

キ 弓道場 近的六人立

ク 自由広場

ケ 多目的広場

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う総合グラウンドの管理の基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（同法に基づく命令を含む。）、条例、岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県総合グラウンド指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

1 総合グラウンドの有料公園施設の利用の許可に関すること。

2 総合グラウンドの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

3 その他総合グラウンドの運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、総合グラウンドの管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。ただし、駐車場の管理運営に係る経理は、その他の収支と区分して行うこととし、駐車場の利用に係る料金（以下「駐車場利用料金」という。）は、駐車場の管理運営に要する費用（以下「駐車場管理経費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金（駐車場利用料金を除く。）その他の総合グラウンドの管理運営に係る収入のほかに、総合グラウンドの管理運営費（駐車場管理経費を除く。）に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費（駐車場管理経費を除く。）の支出見込額から利用料金（駐車場利用料金を除く。）等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

指定管理者は、毎会計年度終了後、募集要項の定めるところにより、駐車場管理経費を除く管理運営費については第三者への委託に係る費用及びそれ以外の費用ごとに、剰余金の額の二分の一に相当する額を県に納入するものとし、駐車場管理経費については駐車場利用料金収入の額から駐車場管理経費の額を差し引いた額の全額を県に納入するものとする。

県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 陸上競技場（天然芝及び固定席を有するものに限る。）及び体育館（固定席を有するものに限る。）を備える運動公園等の管理運営（施設の維持管理及び利用許可等の運営を総合的に行うものに限る。）の実績を有する法人等であること。

この実績は、グループの構成員としての実績を含むものとする。

(3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

才 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六二二六七四九一（直通）

ファックス 〇八六二二六一〇二七三

電子メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取り、又は岡山県土木部都市局都市計画課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/727240.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

(2) 令和三年八月二十五日（水）午後一時三十分から
その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 総合グラウンドの管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

オ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (4)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が都市公園としての機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する（令和三年十一月を予定）。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2(2)の場所

〔三四八〕岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号。以下「条例」という。）第二十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 対象施設

1 名称

倉敷スポーツ公園

2 所在地

倉敷市中庄三二五〇ー一

3 施設概要

- (1) 敷地面積 十九・四ヘクタール
- (2) 主な施設

ア 野球場 鉄筋コンクリート造四階建、内野黒土、外野天然芝

観客 三〇、四九四人収容

フィールド 一五、一〇二平方メートル

中堅 一二二・〇メートル

両翼 九九・五メートル

スタンド面積 一二、二五四・二平方メートル

照明設備 内野二、五〇〇ルクス、外野二、〇〇〇ルクス

イ 補助野球場 鉄筋コンクリート造、内野黒土、外野天然芝

観客 一、四〇〇人収容

中堅 一二二・〇メートル

両翼 九九・五メートル

照明設備 照明塔四基

ウ 投球練習場

マウンド 五箇所

エ テニスコート

全天候型（砂入り人工芝）十二面（照明付）

オ 外野スタンド施設 鉄筋コンクリート造

エアロビクススタジオ、スカッシュコート、武道場、トレーニングジム等

力 その他 研修棟、自由広場、わんぱく広場、イベント広場、多目的広場、水

生植物池、駐車場等

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う倉敷スポーツ公園の管理の基準は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）（同法に基づく命令を含む。）、条例、岡山県立都市公園条例施行規則（昭和四十一年岡山県規則第二十六号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第百三十四号）及び別に示す岡山県倉敷スポーツ公園指定管理者業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 倉敷スポーツ公園の有料公園施設の利用の許可に関すること。
- 2 倉敷スポーツ公園の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- 3 その他倉敷スポーツ公園の運営に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費

施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、倉敷スポーツ公園の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

また、利用料金その他の倉敷スポーツ公園の管理運営に係る収入のほかに、倉敷スポーツ公園の管理運営費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定める。

指定管理者は、毎会計年度終了後、募集要項の定めるところにより、第三者への委託に係る費用及びそれ以外の費用ごとに、剰余金の額の二分の一に相当する額を県に納入するものとする。

県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者が締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 野球場（天然芝、ナイター設備及び固定席を有するものに限る。）の管理運営（施設の維持管理及び利用許可等の運営を総合的に行うものに限る。）の実績を有する法人等であること。この実績は、グループの構成員としての実績を含むものとする。

- (3) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

- (4) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

- (1) 配布期間

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局都市計画課都市公園班

〒七〇〇ー八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六ー二二六ー七四九一（直通）

ファックス 〇八六ー二二六ー〇二七三

電子メールアドレス tosikei@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取り、又は岡山県土木部都市局都市計画課のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/page/728609.html>

3 募集説明会（現地説明会）

(1) 開催日時

令和三年八月三十日（月）午後一時三十分から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 倉敷スポーツ公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただ

し、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

才 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

カ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 法人等の概要

ケ 1 (3)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (4)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日(月)必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。
(2) 事業計画の内容が都市公園としての機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する(令和三年十一月下旬を予定)。

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、

指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用するがある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）及び岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

〔三四九〕岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号。以下「条例」という。）第六十九条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和三年八月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 対象施設

1 名称

岡山県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）

2 県営住宅等の名称、所在地、戸数、構造等

(1) 県営住宅

（令和三年五月三十一日現在）

名称	所在地	戸数	入居	構造	築年	備考
一 原尾島	岡山市 中区原 尾島二 丁目	五四	〇	中耐	昭和三十年～ 三十三年	募集停 止中
二 光ヶ丘	岡山市 中区湊 四五一 番地	七八	三二	簡耐	昭和三十三年 ～三十五年	募集停 止中
三 東岡山	岡山市 中区長	三三二	一八三	簡耐	昭和四十年～ 四十九年	募集停 止中
四 西大寺	岡山市 東区可 知	七二八	六二一	中耐	昭和六十二年 ～平成十年	
五 山 芳賀佐	岡山市 北区芳 賀	四三〇	三一五	中耐	昭和五十一年 ～五十四年	
六 うらや	岡山市	一一〇	一〇二	中耐	昭和五十六年	

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

十三	十二	十一	十	九		八	七	
老松	泉	山陽	伊部	玉原		玉大池	築港	す
倉敷市 老松町 三丁目 二番	和気郡 和気町 泉二五 〇番地	赤磐市 山陽	備前市 伊部九 〇番地	玉野市 玉原二 丁目八 番	玉野市 玉原二 丁目一 番	玉野市 玉原二 丁目一 番	玉野市 築港二 丁目二 番	南区浦 安本町 九四番 地一四
一八	(二九八)	九五五	二四七	一五五	一八〇	五二	一〇六	三六
五	(二〇一)	六二三	八七	一三三	九九	一八	四九	二八
中耐	簡耐	中耐	簡耐	高耐	中耐	簡耐	簡耐	中耐
昭和二十八年	昭和四十五年 〳四十八年	昭和四十六年 〳五十年	昭和四十五年 〳四十九年	平成十四年・ 十六年	昭和四十四年 〳四十五年	昭和四十四年 〳四十五年	昭和四十年 〳四十一年	昭和二十八年 〳二十九年
募集停 止中	募集停 止中 修繕業 務等の み		募集停 止中			募集停 止中	募集停 止中	

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

二十	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	
柏島	富田	長尾	中山	菰池	中洲	笹沖	(新) 中庄	(旧) 中庄
倉敷市 玉島柏 島四三 地八番	倉敷市 玉島八 島一七 九〇番 地の二	倉敷市 玉島爪 崎五六 五番地 の一	倉敷市 児島小 川一〇 丁目	倉敷市 菰池二 丁目三 番	倉敷市 安江五 五〇番 地の一	倉敷市 笹沖八 番地	倉敷市 中庄団 地	
五〇	四六	一二	一二〇	九九	二三〇	三三〇	三七八	二八四
二四	三〇	一	七二	八六	一八九	二二七	三三五	一七九
簡耐	簡耐	簡耐	中耐	簡耐	中耐	中耐	高耐 中耐 低耐	中耐
昭和四十三年	昭和四十年 ～ 四十一年	昭和二十九年	昭和四十四年 ～ 四十七年	昭和四十三年 ～ 四十五年	平成十二年 ～ 十七年	昭和五十一年 ～ 五十二年	平成四年 ～ 十一年	昭和三十六年 ～ 四十二年
募集中	募集中	募集中	募集中	募集中				

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

		(2) 共同施設 ア 駐車場 (令和三年六月十七日現在)	合 計	二十 八	二十 七	二十 六	二十 五	二十 四	二十 三	二十 二
名 称	佐良山			高野	河辺	林田	津山	総社泉	総社	
区 画 数	津山市 一方二 八五番 地			津山市 高野山 西四二 四番地	津山市 河辺七 二三番 地	津山市 林田一 九〇八 番地二	津山市 林田一 九〇九 番地	総社市 泉五番 地の三	総社市 中央一 丁目一 九番	
契 約 数	七二			九六	八〇	八〇	一二六	一二六	七三	
	六〇			五五	七一	四六	一一	一〇七	五三	
備 考	中耐			簡耐	中耐	中耐	簡耐	中耐	簡耐	
	昭和五十七年 ～五十九年			昭和五十年～ 五十二年	昭和六十年	昭和四十六年	昭和四十二年 ～四十四年	昭和五十三年 ～五十四年	昭和三十九年 ～五十年	
		募集停 止中			募集停 止中		募集停 止中			

一	原尾島	一二四	八〇	
四	西大寺	七一八	五三六	
六	うらやす	一二〇	八七	
十	伊部	一五五	一〇二	
十四	中庄(新)	三七八	三〇八	
十七	菰池	九九	七六	
合計		一、五九四	一、一八九	

イ その他

集会所、公園、道路、自動車保管場所（自治会等管理）等

(3) 施設の詳細

別に示す岡山県営住宅指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）

による。ただし、指定期間内の建設、除却等により、管理の対象施設が増減することがある。

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う県営住宅等の管理の基準は、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、条例、岡山県営住宅条例施行規則（平成九年岡山県規則第五十八号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三百三十四号）及び業務仕様書に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の範囲

- 1 県営住宅等の施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 その他県営住宅等の管理について業務仕様書に定める事務に関すること。

四 指定管理者の指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで（予定）

五 管理費

- 1 県営住宅等の管理に要する費用に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に指定管理料を支払う。

なお、指定管理料の額は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、

県と指定管理者が締結する協定において定める。

- 2 県営住宅の家賃及び駐車場使用料は、県の歳入となる（指定管理者の収入とはならない。）。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

- (1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は指定管理者に指定されるまでに置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 賃貸住宅の管理について指定管理開始時に、七〇〇戸以上、かつ、三年以上の実績があること。

- (3) 一級建築士の有資格者が常勤で在籍すること。

- (4) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

- (5) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 募集要項の配布

令和3年8月13日 岡山県公報 号外

(1) 配布期間

令和三年八月十三日（金）から同年十月十一日（月）までの午前九時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部都市局住宅課管理班

〒七〇〇ー八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六ー二二六ー七五三六（直通）

ファックス 〇八六ー二三四ー九三四六

電子メールアドレス jutaku@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に直接受け取ること。また、岡山県土木部都市局住宅課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/71/>

3 募集説明会

(1) 開催日時

令和三年八月二十三日（月）午後二時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 県営住宅等の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただ

し、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

才 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

力 法人にあつては、法人の登記事項証明書

キ 役員の名簿

ク 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要が分かるもの

ケ 1(4)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1(5)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2(2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和三年十月十一日(月) 必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類(以下「提出書類」という。)について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めるところにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

(1) 事業計画の内容が入居者の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が県営住宅等の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

(4) その他県営住宅等の管理を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等(以下「申請者」という。)に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。(令和三年十

一月を予定)

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

1 提出書類は、返却しない。

2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のため必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。

3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。

4 提出書類は、岡山県行政情報公開条例(平成八年岡山県条例第三号)及び岡山県個人情報保護条例(平成十四年岡山県条例第三号)に基づく情報公開の請求の対象となる。

5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六2(2)の場所